

# 第 1 1 回

## 島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。  
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

令和 6年 4月26日(金) 午後 4時00分  
於：島原市役所有明庁舎 3階大会議室

1. 開会日時 令和 6年 4月26日(金) 午後 4時04分
2. 閉会時間 令和 6年 4月26日(金) 午後 4時40分
3. 開催場所 島原市役所有明庁舎 3階大会議室
4. 出席委員者の数 17名
  - 1番 北浦 守金
  - 2番 田上 豊
  - 3番 森 浩則
  - 4番 稲田 勝
  - 5番 水本 正一郎
  - 6番 林田 靖仁
  - 7番 田浦 秀子
  - 8番 尾崎 栄
  - 10番 入江 敏昭
  - 11番 森本 勝也
  - 12番 米田 公明
  - 14番 祐田 久男
  - 15番 林田 了星
  - 16番 太田 武春
  - 17番 金子 利範
  - 18番 廣瀬 光徳
  - 19番 村里 枝美子
5. 欠席委員者の数 2名
  - 9番 松崎 慎太郎
  - 13番 北尾 健一郎
6. 農地利用最適化推進委員出席者の数 2名
  - 中央 稲田 俊夫
  - 三之沢 島田 和典
7. 報告事項
  - 報告第1号 使用貸借解約通知書について
  - 報告第2号 新規就農者について
8. 議案
  - 第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可処分取消願いの  
ついて
  - 第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請について
  - 第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
  - 第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
  - 第5号議案 非農地証明願について
  - 第6号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について
  - 第7号議案 農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画(案)について

議長

ただ今より、第11回島原市農業委員会の総会を開催いたします。

本日、9番 松崎 慎太郎 委員、13番 北尾 健一郎 委員は所要のため、欠席との連絡があつております。

本日出席者数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、…番 ……委員、…番 ……委員を指名します。

議長

はじめに、事務局から報告があります。

事務局

報告第1号 使用貸借解約通知書について報告します。

以降、着席にて、ご説明させていただきます。

議案集1ページに記載のとおりで、3件 10筆 17,700平方メートルの届けがありました。

次に、報告第2号、新規就農者について報告します。

報告第2号、新規就農者について記載のとおりで、届出者は、のちほど上程する農地法第3条による農地を譲り受け、農業に従事する予定です。

以上で報告を終わります。

議長

ただ今の報告に対して、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご質問等がないようですので、議案に入ります。

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可処分の取消願いの1番を上程いたします。

本件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、…番 …… 委員の退場を求めます。

(…… 委員 退場)

議長

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可処分の取消願いの1番について説明します。

取消願いの1番の譲受人及び譲渡人は、議案集2ページ、1番に記載のとおりで、田 2筆 2, 055平方メートルを贈与するための申請をされ、令和6年2月27日付 5島農委指令第42号にて許可しておりましたが、農地転用予定となったため、前回の許可処分を取消したいとの申請です。

今回の取消願いは、同一経営体による贈与による所有権移転申請の取消願いのため、現地確認は行っておりません。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の1番は許可処分の取消願いを認めてよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可処分の取消願いの1番は認めることに決定します。

…番 …… 委員の入場を求めます。

（ …… 委員 入場）

議長

第1号議案の1番は認めることに決定しましたので、……委員に報告します。

次に、第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番について説明します。

1番の譲受人及び譲渡人は、議案集3ページ、1番に記載のとおりで、畑 1筆

1, 431平方メートルを売買するための<sup>しんせい</sup>申請です。

取得後の耕作面積は、6,328平方メートルで、農機具は、トラクター2台、管理機1台、ユンボ1台、消毒機1台、トラック2台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番について報告します。

譲受人は50年の農作業暦があります。

家族4人で農業を営んでおり農地を譲り受け、水稻、人参、白菜等を作付けし、通作距離は自宅から150メートルということで問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の1番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番は許可することに決定いたします。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番について説明します。

2番の譲受人及び譲渡人は、議案集3ページ、2番に記載のとおりで、畑 1筆

2, 479平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、38,726平方メートルで、農機具は、トラクター1台、防除機1台、草刈機1台、田植機1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番について報告します。

譲受人は、32年の農作業歴があります。

家族3人で農業を営んでおり、申請地も含め、水稻、ブルーベリー、オリーブ等を作付けし、通作距離は自宅から約900メートルということで、問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第2号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(…… 委員)

議長

議長

はい、どうぞ。

(…… 委員)

住所は違うのですか、福岡県となっております。

(…… 委員)

譲受人の住所は福岡市となっておりますが、息子が江里町に住んでいますので、通作距離は江里町からの距離とみています。

事務局

譲受人は、住民票は福岡市に移されていますので、届け出をされた時点の住所は福岡市なんですけれども、実際はこちらと行き来をして農業をされていると、現地確認の時はこちらにいらっしやったと聞いております。

(…… 会長代理)

前回も同じような質問があったので、同様な案件があった場合、補足等記載してはどうか。

事務局

同様の案件があった場合、補足等で居住地の表示を行うよう対応します。

議長

それでは、次回から表示するようお願いします。

第2号議案の2番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番は許可することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の3番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の3番について説明します。

3番の譲受人及び譲渡人は、議案集3ページ、3番に記載のとおりで、畑 1筆 33平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、558平方メートルで、農機具は、トラクター1台、管理機1台、マルチ1台、耕運機1台、消毒機械1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の3番について報告します。

譲受人は、60年の農作業歴があります。

家族2人で農業を営んでおり、申請地も含め、じゃがいもを作付けし、申請地までは自宅から車で5分ということで、問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありました。第2号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の3番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の3番は許可することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の4番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の4番について説明します。

4番の譲受人及び譲渡人は、議案集3ページ、4番に記載のとおりで、畑 3筆

13, 535平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、13, 535平方メートルで、農機具は、トラクター1台、草刈機1台、3tダンプ1台、2tダンプ1台、牛700頭を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

なお、4番の譲受人は、新規に農地取得する法人であるため、事務局より補足説明を行います。

譲受人は農地所有適格法人の該当要件をみたしており、主な事業は、畜産業を営んでいます、取得後は牧草を作付し、通作距離は約6キロメートルということで、問題なしと見ております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の4番について報告します。

譲受人は農地所有適格法人で、個人でも7850.49平方メートルの農地を所有しております。

畜産業を営んでおり、飼料作物を作付けし、通作距離は6キロメートルということで問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第2号議案の4番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の4番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の4番は許可することに決定いたします。

次に、第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番及び第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番は関連がありますので、一括して上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

まず、第3号議案、農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番について説明します。

申請人は、議案集4ページ、1番に記載のとおりで、申請地212平方メートルを、持分2分の1を進入路として利用したいとの申請です。

これに伴い、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番となります。

譲受人及び譲渡人は、議案集5ページ、1番に記載のとおりで、申請地212平方メートルの持分2分の1を譲り受け、進入路として利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域外の農振地域内で農地の集団性が10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番及び第4号議案 農地法第5条

第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

申請地は大三東、木下西の一角にあり、北側は農地、東側は道路、南側は宅地、西側は里道となっております。

切土造成し、雨水は自然流下となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありました。第3号議案の1番及び、第4号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、まず第3号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第4号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集5ページ、2番に記載のとおりで、申請地484平方メートルを譲り受け、木造平屋建住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域外の農振地域内で農地の集団性が10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について報告します。

申請地は大3東、木下西の一角にあり、北側は農地、東側、南側、西側は里道となっております。

現状のまま利用し、雨水は道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第4号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集5ページ、3番に記載のとおりで、申請地229平方メートルを譲り受け、木造二階建住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたしま

す。……委員。

(……委員)

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について報告します。

申請地は上新丁一丁目の一角にあり、北側は道路、東側は農地、南側は道路、西側は宅地となっております。

盛土造成し、雨水は道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありました。第4号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の3番は許可相当と認めることよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集5ページ、4番に記載のとおりで、申請地2, 221平方メートルを譲り受け、住宅分譲用地としたいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員。

(……委員)

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番について報告します。

申請地は萩が丘二丁目の一角にあり、北側は道路、東側は農地、南側は道路、西側は学校用地となっております。

盛土及び切土により造成し、雨水は自然流下となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第4号議案の4番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の4番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第5号議案 非農地証明願いの1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案 非農地証明願いの1番について説明します。

申出人は、議案集6ページ、1番に記載のとおりで、昭和50年月日不詳頃から、竹が繁茂し山林化しています。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(……委員)

第5号議案 非農地証明願いの1番について報告します。

申請地は本光寺町の一角にあり、北側は学校用地、東側は道路、南側は雑種地、西側は宅地となっております。

現地を見ますと、山林化しており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。  
ただ今、説明がありましたが、第5号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第5号議案の1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第5号議案 非農地証明願いの1番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第5号議案 非農地証明願いの2番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案 非農地証明願いの2番について説明します。

申出人は、議案集6ページ、2番に記載のとおりで、昭和57年月日不詳頃から農業用倉庫用地として利用しています。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第5号議案 非農地証明願いの2番について報告します。

申請地は湯江、中園の一角にあり、北側は宅地、東側は道路、南側は宅地、西側は里道となっております。

現地を見ますと、宅地として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。  
ただ今、説明がありましたが、第5号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第5号議案の2番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第5号議案 非農地証明願いの2番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第5号議案 非農地証明願いの3番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案 非農地証明願いの3番について説明します。

申出人は、議案集6ページ、3番に記載のとおりで、平成8年月日不詳頃から宅地として利用しています。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第5号議案 非農地証明願いの3番について報告します。

申請地は湯江、下土筆ノ尾の一角にあり、北側は道路、東側、南側及び西側は農地となっております。

現地を見ますと、宅地として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て7参りました。

ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第5号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第5号議案の3番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第5号議案 非農地証明願いの3番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第6号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について、上程いたします。

本件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、…… 委員の退場を求めます。

(…… 委員 退場)

議長

事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について説明します。

農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画（案）の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、議案集7ページから9ページに記載のとおりで、耕作権の新規設定 11件 32筆 30,825.16平方メートル、耕作権の再設定 4件 6筆 7,129.00平方メートルです。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集 10ページに記載のとおりで、2件 2筆 585.39平方メートルです。

合計で17件 40筆 38,539.55平方メートルです。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第6号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）を承認することに決定いたします。

…… 委員の入場を求めます。

(…… 委員 入場)

議長

第6号議案は、承認することに決定しましたので、……委員に報告します。

次に、第7号議案 農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画（案）について上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第7号議案 農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画（案）について説明します。

議案集の11ページから12ページをご覧ください。

この議案は、農地中間管理事業の実施に関する規程に基づき、30筆、28,040.16平方メートルの農地について、島原市から農用地利用集積等促進計画（案）が提出されましたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に基づき農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構へ要請するものです。

別添② 添付資料の1ページを併せてご覧ください。

農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画（案）の受け手の詳細について、記載をしております。

農地の受け手の「取得後の耕作面積」、「農機具の詳細」、「農作業従事日数」、「農業従事者」、「作物の種類」などを記載しており、9名の方全員、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に対して、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第7号議案は、問題なしということで、農地中間管理機構へ要請してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議がないようですので、第7号議案 農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画（案）は、問題なしということで、農地中間管理機構へ要請することに決定いたします。

議長

以上で、第11回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。

これで、第11回島原市農業委員会総会を閉会いたします。

終了時間 午後 4時40分